入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、 予算示達がなされることを条件とする。

令和6年3月28日

支出負担行為担当官

北海道開発局 函館開発建設部長 岡下 淳

1 業務概要

- (1) 業務名 函館開発建設部 用地調査点検等技術業務(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務目的 本業務は、北海道開発局の所掌する国の直轄事業に必要な土地等の取得等 に伴う測量、調査、補償金額の算定等に係る進捗状況を確認するための工程 管理補助若しくは成果の点検・調製確認又は用地関係資料の作成等を目的と する。

1 業務

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

【打合せ】

打合せ協議

			,, · · · · · ·
【作業計画の策定】			
作業計画の策定			1業務
【用地調査等の工程管理補助】			
工程管理補助(打合せ)		2	0 回
工程管理補助(現場)		1	5 回
【調査書等の点検・調製確認】			
用地測量成果の点検・調製確認			4 業務
権利者確認調査(当初)の点検・調製確認			1 業務
権利者確認調査(追跡)の点検・調製確認		1	0人
非木造建物調査書等の点検・調製確認			2 棟
事業損失調査木造建物調査書等の点検・調製確認			7 棟
事業損失調査非木造建物調査書等の点検・調製確認			2 棟
機械設備調査書等の点検・調製確認			1事業所
附帯工作物調査書等の点検・調製確認			1 箇所
立竹木調査書等の点検・調製確認	0.	3	7 ha
営業調査書等の点検・調製確認			2事業所

動産調査書等の点検・調製確認3店舗動産調査書等の点検・調製確認1事業所その他通損に関する調査書等の点検・調製確認14所有者消費税等調査書等の点検・調製確認8事業者標準地価格調査書等の点検・調製確認1標準地各画地の評価調査書等の点検・調整確認5画地

【用地関係資料の作成】

資料作成233枚図面作成20枚

【現地確認調査】

現地確認調查 18回

【資料収集調査】

資料収集調査 8回

【路線測量】

用地幅杭設置測量 10本

【成果物のとりまとめ】

成果物のとりまとめ 1業務

(4) 技術提案に関する要件

業務を実施するに当たって、競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は、創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の視点から提案を行う。

・業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、本業務の実施方針等の記載にあたって、以下に示す事項について、最も効果的、重要と考えられる実施内容(着目点)を1項目記載し、その理由及び対応方針を具体的に記載すること。

- ・工程管理補助及び点検・調製確認を効率的に実施するための方策
- (5) 成果物について

成果物は、用地調査点検等技術業務共通仕様書第20条のとおりとする。

- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで。
- (7) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う履行体制確認型総合評価落札方式の試行業務である。

- (10) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (11) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限 等」の試行業務である。
- (12) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2 競争参加資格

(1) 競争参加資格確認申請者は、アに掲げる資格を満たしている単体企業であること。

ア 単体企業

- (ア) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及 び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和5・6年 度一般競争参加資格の決定を受けていること。
- (ウ) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (エ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)
- (オ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (カ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (キ) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (ク) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に 基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(イ)の再決定を受けた者を除 く。)でないこと。
- (ケ) 「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、補償関連部門、総合補償部門のいずれかの登録を受けていること。
- (2) (1) ア(イ) に掲げる令和 5 ・ 6 年度の一般競争参加資格の決定を受けていない者も競争 参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時 において、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 競争参加資格確認申請者に関する要件

ア 業務実施体制に関する要件

- (ア) 競争参加資格確認申請者は、北海道内に営業拠点(本支店・営業所)を有するものであること。なお、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
- (イ) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- (ウ) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

イ 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。

(ア) 平成25年度以降入札公告日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)のうち、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(令和2年12月23日国不用第35号。以下「運用通知」という。)記1の別紙に掲げる登録部門のうち、いずれかの部門に係る業務(以下「同種業務」という。)について、北海道内で1件以上の実績を有すること。

ただし、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務)の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

- (イ) 平成26年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業 について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた1件以上の実績 を有すること。
- ウ 業務成績に関する要件

令和3年度から令和4年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の補償 関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、北海道開 発局発注業務の業務成績がない場合はこの限りではない。

- (4) 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
 - ア 配置予定管理技術者の資格等

下記(7)、(4)、(6)及び(x)の全ての条件を満たす者であること。

なお、下記(イ)及び(ウ)における対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

- (ア) 次のいずれかの資格等を有する者。
 - ① 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、いずれかの部門に係る補 償業務管理者。
 - ② 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検 定試験実施規程」(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第 3条に掲げる登録部門のうち、いずれかの部門において実施規程第14条に基づく補 償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。
 - ③ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、いずれかの部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。
 - ④ 運用通知記 2 (5) に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督的実務経験 3年以上を含む 20年以上の実務の経験を有する者」。
 - ⑤ 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者名簿 に登録された土地改良補償業務管理者。
- (4) 配置予定管理技術者に必要とされる同種業務の実績

配置予定管理技術者は、平成25年度以降入札公告日までに完了した同種業務について、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、担当技術者として従事した同種業務の経験又は発注者として従事 した同種業務の経験も実績として認める。

ただし、北海道開発局発注業務(北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地 方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建 設部発注業務)の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

また、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務の実績も認めない。

(ウ) 令和元年度から令和4年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事 した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務(北海道開発局発注業務の実 績がない場合、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄 総合事務局開発建設部発注業務)の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、 当該業務成績がない場合は、この限りではない。

(エ) 手持ち業務量

令和6年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が5億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償関係コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。)となっている契約金額が500万円以上の業務をいい、履行期限が令和6年3月31日以前となっているものは含まない。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。以下、同じ。

令和6年4月1日現在での手持ち業務のうち、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を5億円から2.5億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定管理技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

また、本業務の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額5億円、件数で10件(令和6年4月1日現在での手持ち業務に、北海道開発局、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には契約金額で2.5億円、件数で5件)を超えないこととし、超えた場合

には、遅延なくその旨を報告しなければならない。その上で、以下の i から iv までの全ての要件を満たす管理技術者に交代させる措置請求を行う。管理技術者を交代せずに業務の履行を継続した場合は本業務の業務成績評定に厳格に反映させるとともに悪質と認められる場合は指名停止等の措置を講ずるものとする。

- i 当該管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- ii 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- iii 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- iv 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している 配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- (5) 配置予定管理技術者相当の担当技術者の配置要件

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下のアから工までの全ての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にア、イ及び工が確認できる書面を提出すること。その上で、全ての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「北海道開発局競争契約入札心得について」(平成24年3月28日北開局工管第250号)第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- ア 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- イ 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ウ 予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- エ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定 管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- (6) 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容がほとんど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

- 3 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は設計図書に基づき算定するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合

は、予決令第86条の調査を行うものとする。

- ウ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせ て落札者を決定する。
- (2) 総合評価の評価方法
 - ア 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点=(価格評価点の配点分)×(1-入札価格/予定価格)

なお、価格評価点の配点分は60点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- (ア) 参加表明者(企業)の経験及び能力
- (イ) 配置予定管理技術者の経験及び能力
- (ウ) 実施方針など
- (エ) 賃上げの実施表明
- (オ) 技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=60点×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計) 技術評価の得点合計=((ア)に係る評価点)+((イ)に係る評価点)+((エ)に係る 評価点)+((ウ)に係る評価点)×((オ)の評価に基づく履行確実性度)

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局函館開発建設部契約課 上席契約専門官

電話0138-42-7532 (ダイヤルイン)

電子メール hkd-hk-nyusatsu@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、令和6年3月28日(木)から令和6年5月13日(月)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和6年3月28日(木)9時00分から令和6年4月9日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和6年4

月9日 (火) 12時00分までに、上記 4 (1) へ、持参、書留郵便 (提出期間内必着。) 又は 託送 (書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。) により提出すること。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関する書類審査の実施

書類審査では申請書類に記載された内容の確認を行う。また、必要に応じ、以下の事項についてヒアリングを実施する場合がある。

ア 実施場所:別途通知

イ 実施時間:別途通知

ウ ヒアリング時間:別途通知

工 出席者:予定管理技術者

オ ヒアリングにおける質疑応答内容

- (ア) 予定管理技術者の経歴について
- (イ) 予定管理技術者の業務実績について
- (ウ) 取り組み姿勢(業務の着眼点・実施方針)について
- (5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は令和6年4月30日(火)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和6年5月13日(月)13時00分。

- イ 紙により持参するの場合の提出期限は、令和6年5月13日(月)13時00分。提出 先は、北海道開発局函館開発建設部契約課 上席契約専門官。
- ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和6年5月13日(月)13時00分。郵送 又は託送先は、北海道開発局函館開発建設部契約課 上席契約専門官

開札は、令和6年5月16日(木)13時15分 北海道開発局函館開発建設部入札室 にて行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、令和6年5月16日を予定しているが、予算成立が令和6年5月17日以降となった場合は、予算成立日に落札及び契約する。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみの契約とする。

- (7) 技術提案書 (履行確実性の審査に必要な部分に限る。)のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 詳細は入札説明書による。
- (9) 本業務は、令和6年度に函館開発建設部用地課が発注する用地測量業務及び用地調査 等業務の成果物の点検・確認調整を行う業務内容を含むことから、公平性及び中立性を 確保するため、用地測量業務及び用地調査等業務と本業務を重複して受注した場合は、 成果物の点検・確認調製の業務内容を減ずることとする。